

特別寄稿

国税不服審判所における任期付 国税審判官の外部登用について



三浦 恵美
【麹町】

I はじめに

国税審判官は、国税不服審判所において、納税者である審査請求人から審査請求された事実について、審査請求人等と面談をしたり、審査請求人と国税当局の主張や争点を整理することにより、また、職権による調査を行うなどした上で、合議体の一員として、国税当局によりなされた処分を取り

II 国税不服審判所と任期付国税審判官

1. 国税不服審判所

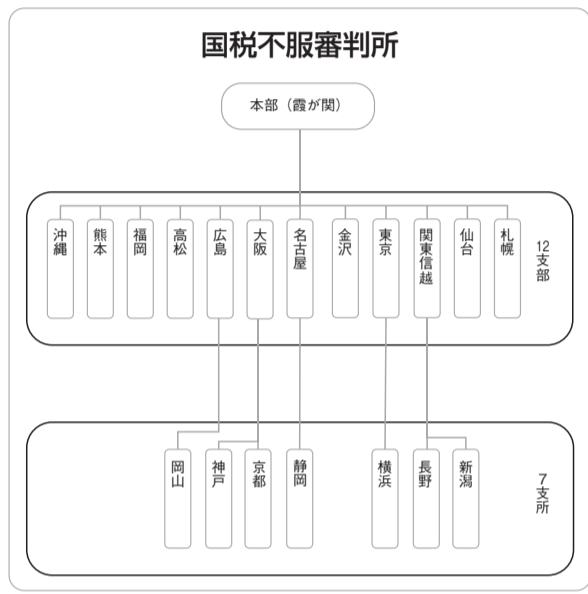
(1) 役割と使命
国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分（具体的には、税務署長や国税局長など（以下「原処分庁」という。）が行った更正・決定や差押えなど）について、審査請求人と原処分庁との間に立ち公正な立場で審査請求事件を調査・審理して判決を行う機関である。そして、その使命は、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確

保に資することとされている。

(2) 組織

国税不服審判所は、国税庁の「特別の機関」として位置づけられており、東京（霞が関）にある本部の他に全国の主要都市に12の支部と7の支所がある。

国税審判官に採用された場合には、このいずれかの支部又は支所に配属されることとなるが、配属先とその人数は、採用年度により異なる。なお、私が採用された平成24年度は16人の任



期付国税審判官が採用されたが、その配属先は、仙台1人、関東信越2人、東京5人、横浜1人、金沢1人、名古屋1人、大阪2人、神戸1人、岡山1人、熊本1人であった。

2. 任期付国税審判官の仕事・役割

(1) 調査・審理
任期付国税審判官の職務は、プロパーの国税審判官の職務と基本的に同じであり、その主な職務の一つが、審査請求事件の調査・審理である。

国税審判官は審査請求事件の担当審判官になると、争点を整理するため、証拠書類等を収集し、これらに関する質問、検査、帳簿書類の提出の要求などを行う。これを「調査」という。また、争点を中心として、事実関係、法律関係を明確にし、検討していく作業を行う。これを「審理」という。争点について適切に審理を行うためには、審査請求人や原処分庁から提出された証拠書類等のみでは事実の解明に不十分な場合もあり、また、審査請求人や原処分庁から提出された証拠書類等の中には確認のために調査を要するものもあるため、担当審判官は、審理のために必要があるとき

は職権で調査を行うことができることとされている。

(2) 任期付国税審判官の役割

審査請求に係る調査・審理は、担当審判官及び2人の参加審判官で構成する合議体を中心となって進めるところ、3人のうち1人ないし2人は民間出身の任期付国税審判官が構成する。この合議体が調査・審理を尽くすことで、国税不服審判所は、より一層、公正な

第三者的立場で、裁決を行うことができると思われる。

複雑困難な審査請求事件に対応することのできる高度な専門的知識や豊富な実務経験を有する税理士などの民間専門家が任期付国税審判官として、期待される役割は大きい。

3. 任期付国税審判官の登用状況

(1) 資格
外部登用される任期付国税審判官の資格は、国税通則法施行令第31条において、要旨、弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授若

しくは准教授、裁判官又は検察官の職にあつた経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有するもの等と規定されている。

(2) 外部登用者の登用状況
平成22年度以降、毎年15人前後の任期付国税審判官が登用されている。なお、平成27年度は採用者13人のうち税理士は3人、平成28年度は採用者17人のうち税理士は7人であった。また、平成25年度以降、任期付国税審判官は全国で約50人おり、プロパーの国税審判官との人数は、ほぼ半々となっている。

III 税理士の外部登用の現状及び課題

私は、東京国税不服審判所の国税審判官として比較的大型事案や国際事案を扱う部に配属され、法人又は個人の審査請求人から申し立てられた法人税や所得税、消費税、国税通則法などの国税に基づく処分に関する多数の審査請求事件を担当した。調査・審理を行う際には①判断に必要な事実関係の調査をしっかりと行い、適正な結論を導き出すためにどのような法令解釈をすべきか、どのような事実認定をすべきか審理を尽くすことを常に意識し、②争点が何であるのかを見極め、その主張が課税要件に沿ったものではないときは、課税要件に沿った主張

に整理し、よく聞くことを心がけ、③国税不服審判所の透明化施策の一つである同席主張説明を、当事者双方の噛み合っていない主張を整理したり、課税要件に沿った主張に整理する目的で、積極的に実施することなどを意識して職務に従事した。

税理士法上、報酬のある公職に就く場合は、税理士業務との兼業が禁止されている。そのため、税理士が任期付国税審判官になる場合、税理士会において税理士業務の停止の手続きを行う必要がある。税理士証票や税理士バッジ、門標を税理士会にいったん返還し、任期満了後に再度、業務再開の手続きを行うことで再交付される。

東京税理士会では、国税審判官の任官中の税理士会費が免除されるので、税理士会を退会することなく手続きを進めることができる。

任期付国税審判官の職に就くにあたり、所属税理士の場合、勤務先の税理士法人や税理士事務所を退職し、担当しているクライアントを他の職員に引き継ぐことが必要とされ、任期満了後に勤務先の税理士法人に戻る約束をし、いったん退職の手続きを行うケースもあれば、戻る約束をせずに退職し、任期満了後に別の勤務先に勤務するケースもある。

一方、開業税理士の場合には、クライアントの理解を得て、信頼できる税理士にクライアントを任せられるなどの環境が整わないと、任期付国税審判官の職に就

IV おわりに

国税不服審判所における任期付国税審判官の外部登用について、外部登用者の視点から私見を述べさせていたのだが、私としては、国税審判官としての仕事一つ一つが、税理士業務では経験することのできる貴重な経験であったし、この経験は、任期満了後に税理士業務に戻ってからも

役立つっており、業務の幅も広がったと感じている。今後も多くの税理士が、公正な第三者的機関として行政庁としての最終判断を示す国税不服審判所において、任期付国税審判官として期待される役割を果たし、貢献・活躍されることを期待したい。

(国税不服審判所ホームページを基に筆者作成) (単位：人)

採用年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
応募者数	39	17	17	51	93	101	76	74	95	96
採用者数	4	1	3	13	15	16	17	14	13	17
うち税理士	4	1	0	4	7	3	6	3	3	7
新規採用後の在籍者数	4	5	8	18	31	44	50	50	50	49